

1 環境の基本理念

本計画の策定が環境基本法*によるものであること、同法の第3条、第4条において国内の環境の保全についての基本理念が定められていることから、本計画の前提となる環境の基本理念を同法に準じたものとして以下のように定めます。

- 1 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

要旨

【前提となる認識】

- 人類は環境によって生存しています
- 環境は自然生態系の微妙なバランスの下に成り立っています
- 環境には限りがあります
- 人間の活動が環境に負荷を与えています
- 環境が損なわれるおそれが生じています
- 環境は人類の生存だけでなく、健康で文化的な生活にも必要なものです

【確保されるべきこと】

- 現在及び将来の世代の人間が、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受すること
- 人類の存続の基盤である環境が、将来にわたって維持されること

- 2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減すること、その他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

要旨

【前提となる認識】

- 日常行われている社会や経済などの活動から環境問題が発生しています

【なされるべきこと】

- 社会の在り方そのものを、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能なものとしていくこと
- 環境の保全上の支障を未然に防ぐために科学的知見を充実させるとともに、深刻な支障などに対して、科学的確実性が完全でないことは防止措置を延期する理由とならないこと